

茨城県農業総合センターにおける公的研究費の管理及び活用に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 本規程は茨城県農業総合センター（以下、「センター」という。）が公的研究費の適正な管理及び効果的かつ効率的な活用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

(1)不正使用

故意又は重大な過失による、研究費の交付に関する条件に違反する研究費の使用又は県の規程等に違反する研究費の使用をいう。

(2)構成員

センターに所属する、公的研究費の執行に関わる事務職員を含む全ての者

(3)研究所等

農業総合センター、生物工学研究所、園芸研究所、農業研究所、鹿島地帯特産指導所、山間地帯特産指導所

(不正防止の体制)

第3条 センターにおける不正防止のための体制は以下とおりとす。

(1)最高管理責任者

ア センター全体を統括し、不正使用防止等について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、農業総合センター農業技術統括監をもって充てる。

イ 最高管理責任者は、この規程をセンター内に周知するとともに、不正防止の対策を実施するための必要な措置を講じる。

ウ 最高管理責任者に事故があるとき、又は欠員のときは、次号に規定する統括管理責任者がその職を行う。

(2)統括管理責任者

ア 最高管理責任者を補佐し、不正使用防止等についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者を置き、副センター長兼管理部長をもって充てる。

イ 統括管理責任者は、構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定し、第4号に規定するコンプライアンス推進責任者に実施を指示する。

(3)監事

ア センターの監事は、管理部管理課長とする。

イ 監事は、公的研究費の不正防止に関する整備運用について、機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

ウ 監事は、特にモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(4)コンプライアンス推進責任者

ア 研究所等の不正防止等に関する実務上の責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究管理監、各研究所の長をもって充てる。

イ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の策定した計画に基づいて、構成員の意識向上を図る。

ウ コンプライアンス推進責任者は、第6条3項で規定する不正使用防止計画の実施状況を確認・モニタリングし、第6条第2項で規定する不正防止委員会の長に報告する。

(不正防止に向けた取組)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、構成員の意識向上を目的に、次の事項に注意してコンプライアンス教育を実施する。

- (1)全ての構成員を対象に実施するとともに、受講を義務とし、その受講状況及び理解度を把握する。
 - (2)法令遵守意識の向上を目的に、研究費の執行に関する基準、センターの規程、研究機関における過去の不正事例と処分内容等を周知する。
 - (3)各研究所内において定期的に職員間の意見交換を行い、問題意識を把握する。
- 2 構成員は、公的研究費の運営管理にあたり茨城県職員として「茨城県職員服務規程」その他関係法令を行動規範として遵守しなければならない。また、不正防止対策の実効性を得るため、年度当初に次の事項を盛り込んだ誓約書を本人の自署により提出しなければならない。なお、誓約書の提出がない者は、公的研究費に係る申請及び研究費の管理運営に携わることができないこととする。
- (1)センターの規程・ルール等を理解し、遵守すること。
 - (2)コンプライアンス教育を受けること。
 - (3)不正を行わず、関与しないこと。
 - (4)規程等に違反して不正を行った場合は、法的な責任を負うこと。
 - (5)内部監査、その他調査等の要請があった場合には協力すること。

(公的研究費の管理)

第5条 センターは、公的研究費に係る予算の執行にあたっては、茨城県職員の旅費及び費用弁償に関する条例、茨城県財務規則、茨城県事務決裁規程等に基づき、適切に対応する。

(不正防止計画推進部署)

- 第6条 最高管理責任者は、機関全体の観点から不正防止計画を推進する部署として、公的研究費の管理及び活用に係る不正防止委員会（以下、「委員会」という。）を管理部に置く。
- 2 委員会は、統括管理責任者を長とし、委員は別に定める。
 - 3 委員会は、機関全体の具体的な対策、不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動の計画等を策定・実施し、実施状況を確認する。
 - 4 各研究機関の委員は、茨城県財務規則で定める検査員から随時報告をうけるものとする。また、検収にあたっては、原則、事務職員の立ち会いの下に行うものとし、地方出納員は、原則、事務職員の立会い報告を受け、納品を確認するものとする。

(監査等の実施)

- 第7条 機関全体の視点から監査体制は、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査、行政監査によるものとし、リスクアプローチの視点による監査は、茨城県内部統制基本方針に基づく内部統制によるものとし、構成員は適切に対応する。
- 2 最高管理責任者の直轄組織として内部監査部門を設ける。
 - 3 内部監査実施に必要な事項は別に定める。

(相談窓口)

- 第8条 統括管理責任者は、研究費の事務手続きに関する相談窓口を以下のとおり設置するとともに、ホームページ等で公表する。
- (1) 経理及び出納業務に関する相談窓口は、センターの管理部に置く。
 - (2) 申請及び実績報告に関する相談窓口は、センターの企画情報部に置く。
- 2 統括管理責任者は、研究費不正使用防止に関する取組について、ホームページ等で公表する。

(告発の受付窓口)

第9条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、管理部管理課に受付窓口を置く（以下「告発窓口」という。）。

(告発の受付体制)

第10条 公的研究費の管理及び活用に関して不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
- 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。なお、当該告発に係る者がセンター以外の機関に所属する場合は、最高管理責任者は関係する者が所属する機関に事案を回付することができる。
- 5 統括管理責任者は、当該告発に係る研究所等の長に、その内容を通知するものとする。また、告発に他の機関が関係すると想定される場合、最高管理責任者は該当する機関に当該告発について通知する。
- 6 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発を受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 7 統括管理責任者は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（公的研究費の管理及び活用に関して不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

- 第 11 条 公的研究費の管理及び活用に関して不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。また、報告内容に係る者がセンター以外の機関に所属する場合は、最高管理責任者は関係する者の所属する機関に事案を回付することができる。
 - 4 第 3 項の報告があったときは、統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。
なお、センター以外の機関に所属する者に対しては、最高管理責任者が警告を行い、関係する者の所属する機関に対して警告の内容等について通知する。

（告発窓口の職員の義務）

- 第 12 条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、告発の相談についても準用する。

（秘密保護義務）

- 第 13 条 この要領に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。
ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に

連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第 14 条 研究所等の長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 センターに所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 告発者に対して不利益な取扱いを行った者に対しては、地方公務員法及び茨城県職員服務規程等に基づき、適正な手続きを行うものとする。
 - 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第 15 条 センターに所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者に対しては、地方公務員法及び茨城県職員服務規程等に基づき、適正な手続きを行うものとする。
 - 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第 16 条 センターに所属する全ての者は、悪意に基づく告発を行ってはならない。本要領において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

(予備調査の実施)

- 第 17 条 第 10 条に基づく告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、統括管理責任者は予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、告発者及び被告発者及び被告発者と直接の利害関係のない者から統括管理責任者が指名する。
 - 3 統括管理責任者は、予備調査の対象者に対して予備調査を行う旨を通知し、予備調査への協力を求める。
 - 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第 18 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

- 第 19 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。

この場合には、資金配分機関又は事業を所管する関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第20条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員の半数以上は、センターに属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 最高管理責任者が指名した者 2名程度

(2) センター外の有識者 3名以上

(本調査の通知)

第21条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された公的研究費の関係書類、資料等の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

6 センター以外の機関において調査が必要な場合、最高管理責任者は当該機関に協力を要請する。

(本調査の対象)

第23条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関がセンターでないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 25 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関若しくは事業を所管する関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を行うものとする。

(認定の手續)

第 26 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 27 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。

(調査結果の通知及び報告)

第 28 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の管理及び活用に関しての不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者がセンター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(本調査中における一時的措置)

第 29 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関又は事業を所管する関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(不服申立て)

第 30 条 公的研究費の管理及び活用に関しての不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 20 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 第 2 項の不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、当該事案の資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に通知する。
- 9 第 2 項の不服申立てについては、調査委員会は、不服申立ての日から原則 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、この審査結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、当該事案の資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に通知する。

(再調査)

- 第 31 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 最高管理責任者は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の管理及び活用に関して不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告する。

(研究費の使用中止)

- 第 32 条 最高管理責任者は、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為に関与したと認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(処分)

- 第 33 条 本調査の結果、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、地方公務員法及び茨城県職員服務規程等に基づき、適正な手続を行うものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(調査結果の公表)

第 34 条 最高管理責任者は、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 公的研究費の管理及び活用に関して不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表するものとする。
- 4 前項ただし書きの公表における公表内容は、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為がなかったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(措置の解除等)

第 35 条 最高管理責任者は、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(是正措置等)

第 36 条 本調査の結果、公的研究費の管理及び活用に関して不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する研究所の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、第 1 項及び第 2 項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に対して報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、是正措置等についてセンターホームページ等で公表する。

付 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 9 日改正